

2022年度（令和4年度） 集団指導研修

2022年度（令和4年度） 指定障がい福祉サービス事業者等 留意事項について

福山市 保健福祉局 福祉部 障がい福祉課
事業者指定・指導担当

根拠法令

- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則(平成十八年二月二十八日厚生労働省令第十九号)
- ・ 児童福祉法(昭和二十二年十二月十二日法律第百六十四号)
- ・ 児童福祉法施行規則(昭和二十三年三月三十一日厚生省令第十一号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十一号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準(平成十八年九月二十九日厚生労働省令第七十二号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年三月十三日厚生労働省令第二十七号)
- ・ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年三月十三日厚生労働省令第二十八号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準(平成二十四年二月三日厚生労働省令第十五号)
- ・ 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年三月十三日厚生労働省令第二十九号)
- ・ 福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）
- ・ 福山市指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第41号）
- ・ 福山市児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（令和元年条例第4号）

①契約支給量の報告等

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第11条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護を提供するときは、当該指定居宅介護の内容、支給決定障害者等に提供することを契約した指定居宅介護の量(以下この章において「契約支給量」という。)その他の必要な事項(以下この章において「受給者証記載事項」という。)を支給決定障害者等の受給者証に記載しなければならない。

2 前項の契約支給量の総量は、当該支給決定障害者等の支給量を超えてはならない。

3 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護の利用に係る契約をしたときは、受給者証記載事項その他の必要な事項を市町村(特別区を含む。以下同じ。)に対し遅滞なく報告しなければならない。

4 前3項の規定は、受給者証記載事項に変更があった場合について準用する。

留意事項

- ・ 受給者証（別冊）に、事業者及び事業所の名称、サービス内容、契約支給量、契約日、サービス終了日等を記載しているか。
- ・ 契約支給量の総量は、利用者の支給量を超えていないか。
- ・ 契約内容報告書を市に遅滞なく届け出ているか。

関係書類

- ・ 受給者証の写し
- ・ 受給者証（別冊）の写し
- ・ 契約内容報告書の写し

指摘・指導事例

- ・ 受給者証（別冊）への記載がない。
- ・ 受給者証（別冊）の控えがないため、実地指導で確認できない。
- ・ 変更時や契約終了時に、契約内容報告書を市に届け出していない。

②介護給付費の額に係る通知等

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第24条 指定居宅介護事業者は、法定代理受領により市町村から指定居宅介護に係る介護給付費の支給を受けた場合は、支給決定障害者等に対し、当該支給決定障害者等に係る介護給付費の額を通知しなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、第22条第2項の法定代理受領を行わない指定居宅介護に係る費用の支払を受けた場合は、その提供した指定居宅介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を支給決定障害者等に対して交付しなければならない。

関係書類

- ・ 介護給付（訓練等給付）費通知書（控え）

指摘・指導事例

- ・ 利用者に介護給付費又は訓練等給付費の額を通知していない。

③計画の作成

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第60条 指定療養介護事業所の管理者は、サービス管理責任者に指定療養介護に係る個別支援計画(以下この章において「療養介護計画」という。)の作成に関する業務を担当させるものとする。

2 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境及び日常生活全般の状況等の評価を通じて利用者の希望する生活や課題等の把握(以下この章において「アセスメント」という。)を行い、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上での適切な支援内容の検討をしなければならない。

3 アセスメントに当たっては、利用者に面接して行わなければならない。この場合において、サービス管理責任者は、面接の趣旨を利用者に対して十分に説明し、理解を得なければならない。

4 サービス管理責任者は、アセスメント及び支援内容の検討結果に基づき、利用者及びその家族の生活に対する意向、総合的な支援の方針、生活全般の質を向上させるための課題、指定療養介護の目標及びその達成時期、指定療養介護を提供する上での留意事項等を記載した療養介護計画の原案を作成しなければならない。この場合において、当該指定療養介護事業所が提供する指定療養介護以外の保健医療サービス又はその他の福祉サービス等との連携も含めて療養介護計画の原案に位置付けるよう努めなければならない。

5 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成に係る会議(利用者に対する指定療養介護の提供に当たる担当者等を招集して行う会議をいい、テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。)を活用して行うことができるものとする。)を開催し、前項に規定する療養介護計画の原案の内容について意見を求めるものとする。

6 サービス管理責任者は、第4項に規定する療養介護計画の原案の内容について利用者又はその家族に対して説明し、文書により利用者の同意を得なければならない。

7 サービス管理責任者は、療養介護計画を作成した際には、当該療養介護計画を利用者に交付しなければならない。

8 サービス管理責任者は、療養介護計画の作成後、療養介護計画の実施状況の把握(利用者についての継続的なアセスメントを含む。以下「モニタリング」という。)を行うとともに、少なくとも6月に1回以上、療養介護計画の見直しを行い、必要に応じて療養介護計画の変更を行うものとする。

9 サービス管理責任者は、モニタリングに当たっては、利用者及びその家族等との連絡を継続的に行うこととし、特段の事情のない限り、次に定めるところにより行わなければならない。

(1) 定期的に利用者に面接すること。

(2) 定期的にモニタリングの結果を記録すること。

10 第2項から第7項までの規定は、第8項に規定する療養介護計画の変更について準用する。

留意事項

- ・ サービス管理（提供）責任者が原案・計画を作成しているか。
- ・ アセスメントに当たっては、利用者に面接して行っているか。
- ・ 長期的な目標、短期的な目標、達成時期、保健医療サービス又はその他のサービス等の連携等を原案に位置づけているか。
- ・ 担当者を招集して行う会議を開催し、原案について意見を求めているか。また、その記録を残しているか。
- ・ 利用者及びその家族に計画原案の内容を説明し、同意を得ているか。また、計画を交付しているか。
- ・ 少なくとも6月に1回（3月に1回）以上計画の見直しを行っているか。

関係書類

- ・ 個別支援計画及び個別支援計画の原案（利用者又は家族の署名捺印）
- ・ アセスメント及びモニタリングに関する記録
- ・ 担当者会議の記録

指摘・指導事例

- ・ 原案が作成されていない。
- ・ 担当者会議を開催していない。担当者会議の記録を残していない。

④勤務体制の確保等

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第70条 指定療養介護事業者は、利用者に対し、適切な指定療養介護を提供できるよう、**指定療養介護事業所ごとに、従業員の勤務の体制を定めておかなければならない。**

2 指定療養介護事業者は、指定療養介護事業所ごとに、当該指定療養介護事業所の従業員によって指定療養介護を提供しなければならない。ただし、利用者の支援に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定療養介護事業者は、**従業員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。**

4 指定療養介護事業者は、適切な指定療養介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

留意事項

- ・ 従業者の日々の勤務時間、職務内容、常勤・非常勤の別、兼務関係を明確にし、事業所ごとに勤務体制を定めているか。
- ・ 研修を実施（参加）しているか。特に人権問題や虐待防止に関する研修を実施しているか。

関係書類

- ・ 従業者の勤務表及び勤務実態が分かる書類（タイムカード等）
- ・ 雇用形態が分かる書類
- ・ 研修実施（参加）記録

指摘・指導事例

- ・ 勤務実態が分かる書類を（事業所ごとに全員分）作成していない。
- ・ 研修の記録が残っていない。

⑤ 掲示

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第36条 指定居宅介護事業者は、**指定居宅介護事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を掲示しなければならない。**

2 指定居宅介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

留意事項

- ・ 見やすい場所に重要事項を掲示しているか。
- ・ 掲示事項の内容は最新の情報となっているか。届出している内容と一致しているか。

指摘・指導事例

- ・ 運営規定の概要、重要事項説明書、従業者の勤務体制、協力医療機関、事故発生時の対応、苦情処理の体制等を掲示又は備え付けていない。
- ・ 掲示事項の内容が古い情報となっている。

⑥事故発生時の対応

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第41条 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録しなければならない。

3 指定居宅介護事業者は、利用者に対する指定居宅介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

留意事項

- ・ 事故が発生した場合、市及び家族等へ連絡しているか。
- ・ 事故の状況及び対応について、記録に残しているか。
- ・ 事故が発生した場合の対応方法について、あらかじめ定めているか。
- ・ 損害賠償保険に加入し、賠償すべき事故が発生した場合、速やかに損害賠償を行っているか。

関係書類

- ・ 事故対応マニュアル
- ・ 事故の対応記録、ヒヤリハットの記録
- ・ 損害賠償に加入していること及び損害賠償を行ったことが分かる書類

指摘・指導事例

- ・ 通院等を伴う事故が発生しているにもかかわらず、市への報告をしていない。

《様式》

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/70708.html>
福山市HP》担当部署で探す》障がい福祉課》事業者へのお知らせ》各種様式

⑦会計の区分

福山市指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年条例第40号）

第42条 指定居宅介護事業者は、指定居宅介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定居宅介護の事業の会計をその他の事業の会計と区分しなければならない。

指摘・指導事例

- ・事業所ごと、事業ごとに会計を区分していない。

⑧変更の届出等

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年十一月七日法律第百二十三号)

第四十六条 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定に係るサービス事業所の名称及び所在地その他厚生労働省令(※)で定める事項に変更があったとき、又は休止した当該指定障害福祉サービスの事業を再開したときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

2 指定障害福祉サービス事業者は、当該指定障害福祉サービスの事業を廃止し、又は休止しようとするときは、厚生労働省令で定めるところにより、その廃止又は休止の日の一月前までに、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

3 指定障害者支援施設の設置者は、設置者の住所その他の厚生労働省令で定める事項に変更があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、十日以内に、その旨を都道府県知事に届け出なければならない。

サービスの種類	変更事項 必要書類	事業所の名称	事業所の所在地・連絡先等	申請者（設置者）の名称	申請者（設置者）の所在地・連絡先等	代表者の名前及び住所	登記事項証明書又は条例等	重度障害者包括支援及び福祉サービスの種類	事業所の名称及び所在地	事業所の平面図等	事業所の管理者の名前及び住所	事業所のサービス提供責任者の名前及び住所	運営規程													備考
													事業の目的及び運営の方針	従業者の職種・員数及び職務の内容	営業日及び営業時間	指定居宅介護の内容並びに支給決定障害者等から受領する費用の種類及びその額	通常の実施地域	緊急時における対応方法	場合によっては当該障害の種類	事業の主たる対象とする障害を定めた	虐待防止のための措置に関する事項	その他運営に関する重要事項	協力医療機関の名称及び診療科名並びに当該協力医療機関との契約内容			
居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護・重度障害者	変更届出書(様式第2号)	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			
	付表	○	○					○	○		○	○		○	○									○		
	登記事項証明書			○	○	○	△																	「△」は指定に係る事業に関するものに限る。		
	事業所平面図		○							○																
	勤務形態及び勤務体制一覧表										○	○		○												
	当該事業所に係る組織体制図										○	○		○												
	従業者免許・資格等一覧表										○	○		○												
	当該事業所で従業者を雇用していることが確認できる書類											△	△		△									「△」は過去に提出されていない場合のみ提出。		
	免許証等の写し											△	△		△									「△」は過去に提出されていない場合のみ提出。		
	管理者経歴書										○															
	サービス提供責任者の経歴書											○														
	サービス提供責任者の実務経歴証明書												△											「△」はサービス提供責任者がヘルパー2級居宅介護職員初任者研修修了者の場合又は同行援護及び行動援護を行う場合のみ提出。		
	同行援護及び行動援護に係るサービス提供責任者及び従業者の実務経歴証明書												○													
	重度障害者等包括支援に係るサービス提供責任者の実務経歴証明書												○													
同行援護又は行動援護に係るサービス提供責任者及び従業者の研修受講に関する誓約書												△											「△」は研修受講要件を満たす場合は不要。			
運営規程	○	○						○	○					○	○	○	○	○	○	○	○	○				

<https://www.city.fukuyama.hiroshima.jp/soshiki/shogaifukushi/70716.html>
 福山市HP » 担当部署で探す » 障がい福祉課 » 事業者へのお知らせ » 2 指定申請・変更・更新・休廃止・体制の届

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第36条第3項の規定に該当しない旨の誓約書						○	△				○													「△」は役員に変更がある場合のみ提出。
介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書																								「△」は加算に変更がある場合のみ提出。算定する加算の別紙を添付して提出。

※通院等乗降介助を追加する場合については、付表、運営規程、道路運送法による許可証の写し及び通院等乗降介助に従事する従業者の勤務形態及び勤務体制一覧表を提出してください。

※変更の内容によっては、別途書類の提出を求める場合があります。必要書類について不明な点がある場合はお問い合わせください。

⑨ その他

- ・ 各種マニュアルの整備

(緊急時等の対応, 非常災害, 衛生管理, 苦情対応, 事故発生時の対応など)

指摘・指導事例

- ・ 法人で作成しているが, 各事業所に備え付けていない。

- ・ 秘密保持のための必要な措置(秘密保持の誓約書など)

指摘・指導事例

- ・ 必要な措置がとられていない。書類の確認ができない。
- ・ 従業者でなくなった後についての取り決めがない。

実地指導での指摘事項で、指摘件数が多いものを説明させていただきました。
今後の事業運営の参考にしてください。

なお、適正な支援や運営を行っていても、実地指導でその記録が確認できない
ことが多々あります。

国基準等で定められているものは、記録を残すということを徹底してください。

ご清聴ありがとうございました。